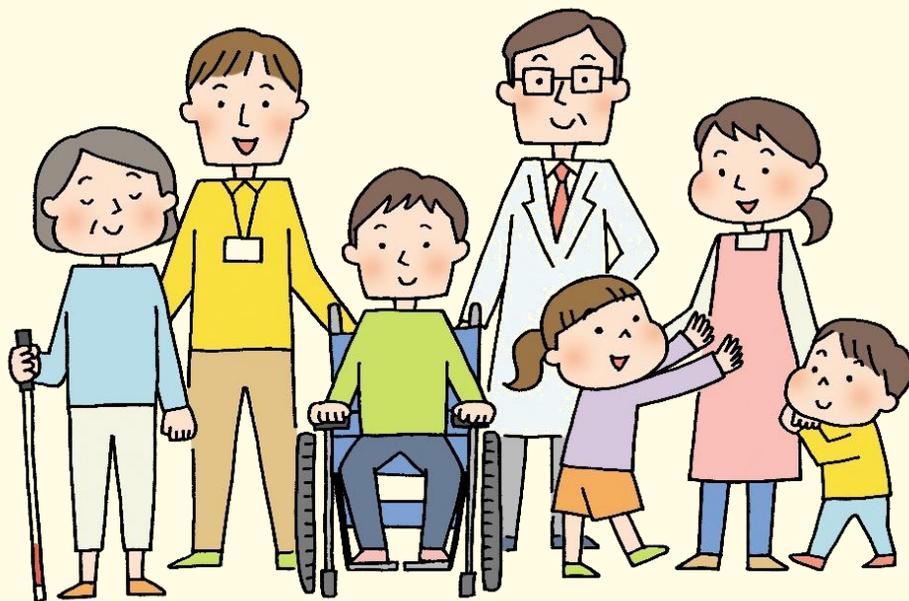


第4次 喜多方市障がい者計画  
第7期 喜多方市障がい福祉計画  
第3期 喜多方市障がい児福祉計画



共に支えあい、だれもが安心して  
生活できる地域共生社会の実現

令和6年3月

喜 多 方 市

## 基本理念

# 共に支えあい、だれもが安心して 生活できる地域共生社会の実現

本市では、障がいのある方がさまざまな支援を得ながらも、地域の一員として、住み慣れた地域で誇りを持って、自分らしく、そして主体的に、心豊かに暮らすことができるまちを目指します。

また、障がいのある方の自己選択と自己決定を尊重し、誰もがその能力を発揮して、社会の多くの分野に積極的に参加できる環境づくりを進めます。

そして、常に変化していく障がい者(児)の支援のニーズに対しては、行政と事業者における協議を密にすることで連携を強化し、必要なサービスが必要な方に的確に届く支援体制の構築を図ります。

## 基本目標

基本理念に基づいて、以下の7つの基本目標を掲げ、計画の推進に取り組みます。

- ◆ 互いに人格と個性を尊重して支えあう地域共生のまちづくり
- ◆ 地域での生活を支える安心のしくみづくり
- ◆ 障がいや疾病等で支援が必要な子どもへの福祉と教育の充実
- ◆ 一人ひとりが輝けるこころ豊かな暮らしづくり
- ◆ 安心・安全な暮らしの体制整備
- ◆ 充実した相談体制と分かりやすい情報提供のしくみづくり
- ◆ 行政サービス等における合理的配慮の提供

## 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の重点施策

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の重点施策を次のとおり定め、利用者のニーズや希望に沿った障がい福祉サービスの提供に努めます。

- ◆ 包括的な相談支援体制の構築
- ◆ 地域移行・地域定着支援の推進
- ◆ 就労支援の推進
- ◆ 障がい児への支援体制の強化

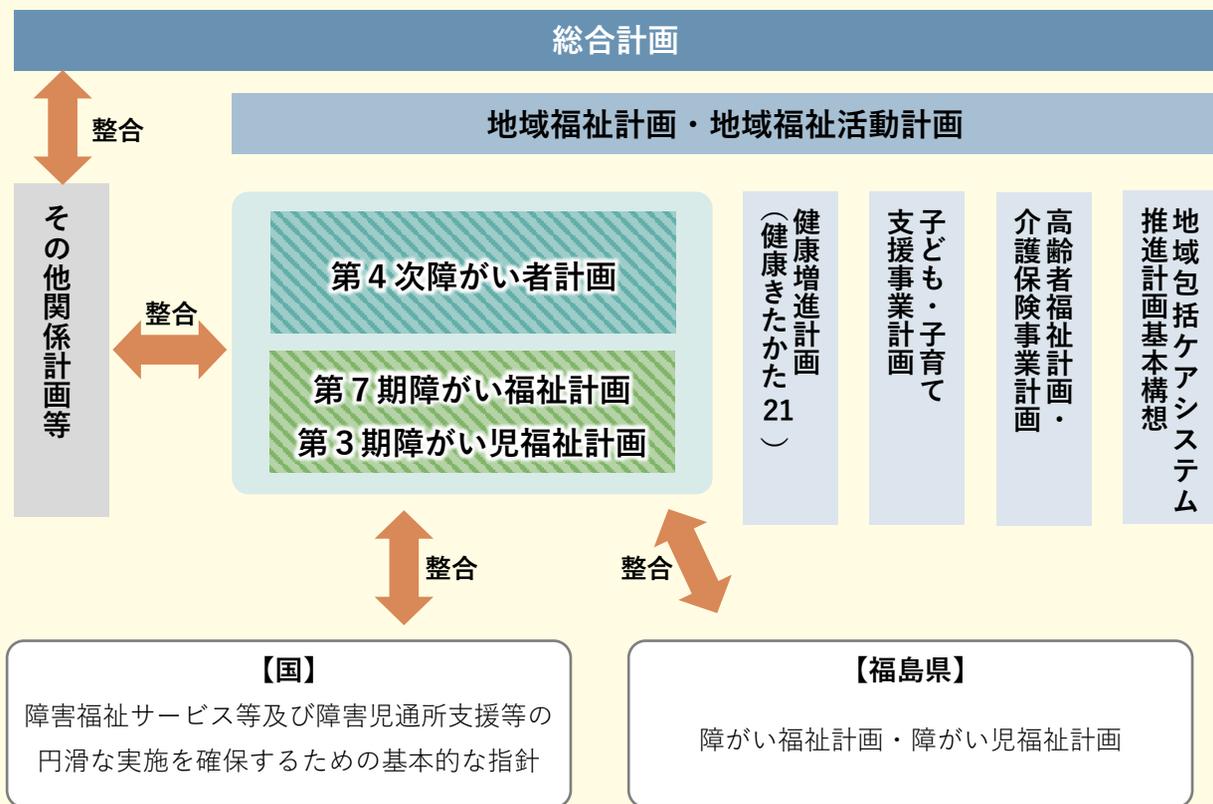
# 計画の位置づけ

「喜多方市障がい者計画」は障害者基本法第 11 条第3項にに基づく、障がいのある方のための施策に関する基本的な事項を定めた「市町村障害者計画」です。

また、「喜多方市障がい者福祉計画」は、障害者総合支援法第 88 条に基づく「市町村障害福祉計画」、「喜多方市障がい児福祉計画」は児童福祉法第 33 条の 20 に基づく「市町村障害児福祉計画」です。

これらの計画は、本市における障がい福祉サービス等の見込み量や提供体制、自立支援給付等の円滑な実施を図るための確保策を定める計画であり、「喜多方市総合計画」と「喜多方市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を上位計画とし、各種関連計画や国・県の計画等との整合性を図りながら策定しました。

## ■総合計画など各行政計画との関係図



## 計画の期間

「第4次喜多方市障がい者計画」の計画期間は、令和6年度から令和11年度までの6か年とします。

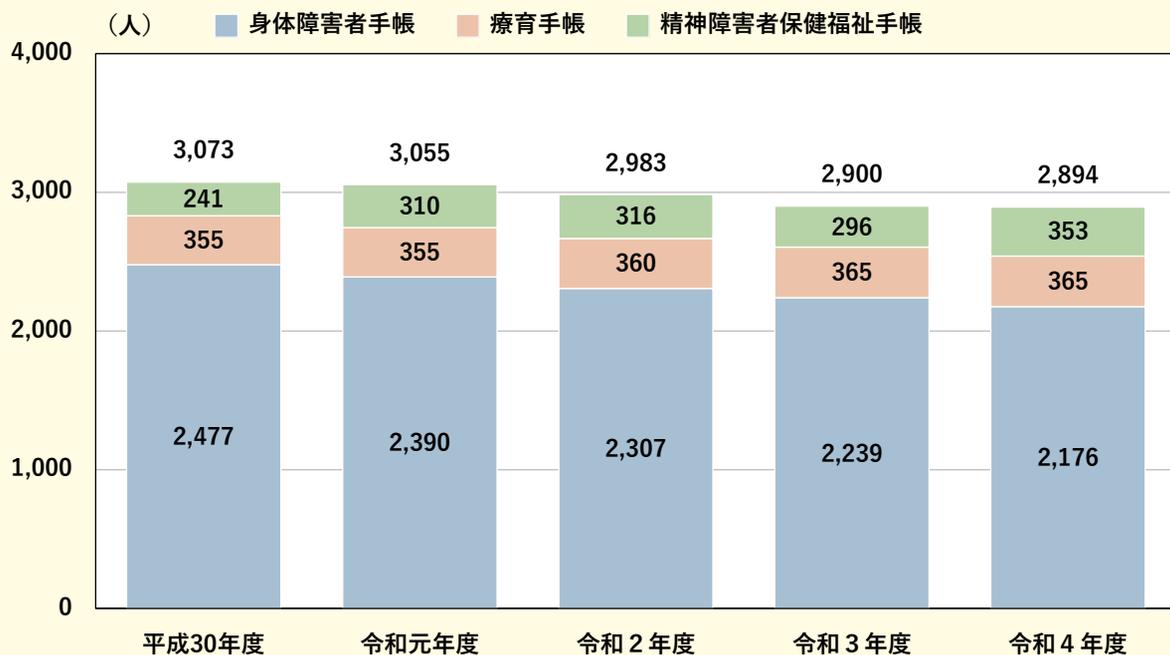
また、「第7期喜多方市障がい福祉計画」及び「第3期喜多方市障がい児福祉計画」の計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3か年とします。

年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
障がい者計画	第4次					
障がい福祉計画	第7期			第8期（次期計画）		
障がい児福祉計画	第3期			第4期（次期計画）		

## 障害者手帳所持者の推移

令和4年度の本市の障害者手帳の所持者数は2,894人となっており、その内訳をみると、身体障害者手帳所持者が2,176人、療育手帳所持者が365人、精神障害者保健福祉手帳所持者が353人となっています。平成30年度と比較すると、障害者手帳所持者は179人減少しています。

### ■障害者手帳所持者の推移



資料：社会福祉課

# 計画の体系

基本理念と7つの基本目標を踏まえた具体的な施策を展開していきます。

## 基本理念

### 共に支えあい、だれもが安心して生活できる地域共生社会の実現

#### 基本目標

1. 互いに人格と個性を尊重して支えあう地域共生のまちづくり

#### 施策の内容

(1) 障がいや理由とする差別の解消  
(2) 交流・ふれあい活動の推進  
(3) 権利擁護の推進

2. 地域での生活を支える安心のしくみづくり

(1) 生活全般についての支援の充実  
(2) 保健・医療の充実

3. 障がいや疾病等で支援が必要な子どもへの福祉と教育の充実

(1) 療育・保育・教育での支援体制の充実  
(2) 学校教育の充実

4. 一人ひとりが輝けるこころ豊かな暮らしづくり

(1) 総合的な就労支援  
(2) 障がい特性に応じた多様な就業機会の確保  
(3) 生涯学習、文化芸術活動、スポーツ等の振興

5. 安心・安全な暮らしの体制整備

(1) 生活環境の整備と充実  
(2) 防災や防犯、感染症等の対策

6. 充実した相談体制と分かりやすい情報提供のしくみづくり

(1) 相談体制の充実  
(2) 情報アクセシビリティの向上

7. 行政サービス等における合理的配慮の提供

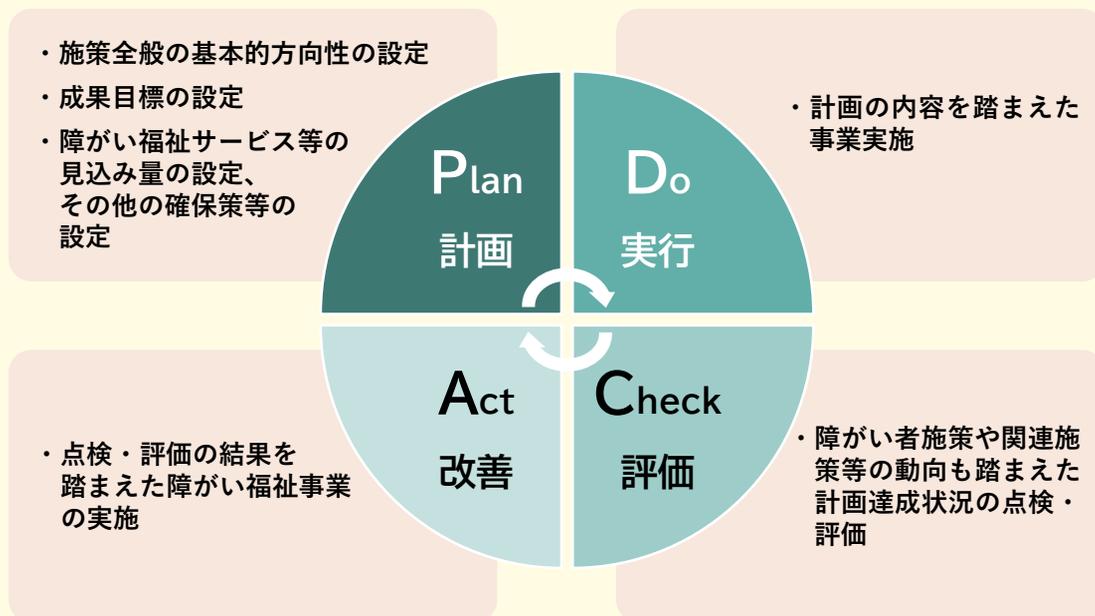
(1) 行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進

## 計画の進行管理体制

本計画の推進にあたっては、計画に沿った施策の実施が円滑に進められるよう進捗状況を点検することで適切な進行管理を行うほか、それぞれの事業の推進状況を把握し、事業の評価や新たな課題への対応を図っていく必要があります。

計画の目標を達成するため、喜多方市障害者施策推進協議会及び喜多方市地域自立支援協議会において施策の進捗状況等を把握しながら、計画の全体的な実施状況を点検し、その評価を行います。

なお、社会情勢等の変化や国・県の施策や事業の変更など、本市における障がい福祉行政に影響する動きがあった場合は、計画期間中においても、必要に応じて計画内容の見直しを行います。



## 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の成果目標とサービス見込

地域生活への移行支援や就労支援、障がい児支援を実施するにあたり、令和8年度末に向けた数値目標を設定します。

### 第7期喜多方市障がい福祉計画の成果目標

項目	数値	考え方
1 福祉施設入所者の地域生活への移行	地域生活移行者数 2人 4.4%	施設入所からグループホーム等へ地域移行する者の数(割合については、地域生活移行者数を全入所者数で除した値)
	削減見込み数 2人 4.4%	令和8年度末段階での削減見込み数(割合については、削減見込み数を全入所者で除した値)
2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	保健・医療・福祉関係者による圏域での協議の場の設置 1か所	令和8年度末までに市または圏域において1か所整備 ※圏域とは、会津保健福祉事務所管内を指します
3 地域生活支援拠点等の整備	地域生活支援拠点の整備 1か所	令和8年度末までに市において1か所整備
4 福祉的就労から一般就労への移行	令和8年度の年間一般就労移行者数 3人	令和8年度中に就労移行支援事業等を利用し、一般就労に移行する人数を令和3年度実績の1.28倍以上とする
	令和8年度末の就労定着支援事業の利用者数 2人	令和8年度中に就労移行支援事業等を利用し、一般就労に移行する3人のうち、7割以上の利用
5 相談支援体制の充実・強化等	総合的かつ専門的な相談支援の実施 有	令和8年度までの3年間継続
	訪問等による専門的な指導・助言件数 1件	令和8年度までの3年間継続
	相談支援事業者の人材育成の支援件数 6件	令和8年度の目標値
	相談機関との連携強化の取り組みの実施回数 12回	令和8年度までの3年間継続
6 障がい福祉サービス等の向上	障がい福祉サービス等に係る各種研修への職員の参加者数 2人	令和8年度までの3年間継続

### 第3期喜多方市障がい児福祉計画の成果目標

項目	数値	考え方
1 児童発達支援センターの設置	2か所	現状※圏域に2か所ある児童発達支援センターについて、令和8年度末までに市において1か所整備 ※会津保健福祉事務所管内
2 保育所等訪問支援の実施	実施	圏域のすべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築
3 重度心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	4か所	現状※圏域に4か所ある児童発達支援事業所について、令和8年度末までに市において1か所整備 ※会津保健福祉事務所管内
4 重度心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	4か所	現状※圏域に4か所ある放課後等デイサービス事業所について、令和8年度末までに市において1か所整備 ※会津保健福祉事務所管内
5 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場	1か所	市において保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置
6 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	2人	令和8年度までに市において医療的ケア児に関するコーディネーターを2人配置

## 障がい福祉計画で設定するサービス見込 その1

事業項目	事業内容	見込		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
<b>(1) 訪問系サービス</b>				
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅での入浴、排せつ、食事介助等の身体介助、調理、洗濯、掃除、買い物等の家事援助、医療機関受診のための通院介助などを提供します。	48人 570時間/月	50人 580時間/月	52人 590時間/月
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に自宅での入浴、排せつ、食事等の介助、外出時の移動支援を総合的に行います。	3人 360時間/月	3人 360時間/月	3人 360時間/月
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。	1人 10時間/月	1人 10時間/月	1人 10時間/月
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する障がい者等に、移動やそれに伴う外出先において必要な視覚的情報支援等を行います。	2人 21時間/月	3人 30時間/月	4人 40時間/月
<b>(2) 日中活動系サービス</b>				
生活介護 (うち重度障がい者)	介護を必要とする人に、日中において、入浴や排せつ、食事等の介助等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。	82人 18,216日/年	83人 18,432日/年	84人 18,648日/年
		1人 12日/年	1人 12日/年	1人 12日/年
自立訓練 (機能訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力向上のため、必要な訓練を行います。	1人 240日/年	1人 240日/年	1人 240日/年
自立訓練 (生活訓練)		12人 840日/年	12人 840日/年	12人 840日/年
就労選択支援	障がいのある方の希望や能力・適性に応じて、就労先の選択の支援(就労アセスメント)を行うとともに、就労後に必要な配慮等を整理し、障がいのある方の就労を支援します。	—	7人 98日/年	8人 112日/年
就労移行支援	就労を希望する人に、一定期間(原則として2年以内)就労に必要な知識及び能力の向上のため、必要な訓練を行います。	2人 360日/年	2人 360日/年	2人 360日/年
就労継続支援 (A型)	一般企業等での就労が困難な人に働く場を提供するとともに、知識、能力向上のために必要な訓練を行います。(A型:雇用契約有、B型:雇用契約無)	3人 720日/年	5人 1,200日/年	5人 1,200日/年
就労継続支援 (B型)		185人 36,075日/年	188人 36,660日/年	191人 37,245日/年
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労に移行し、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人を対象に、課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整や指導・助言等の支援を一定期間にわたり行います。	1人 12日/年	2人 24日/年	3人 36日/年
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関での機能訓練や療養上の管理、看護、介護、日常生活の支援を行います。	12人	12人	12人
短期入所(ショートステイ)(医療型)	自宅で障がいのある方を介護している人が病気になった場合などに、短期の入所による入浴や排せつ、食事の介助等を行います。	1人 84日/年	1人 84日/年	1人 84日/年
短期入所(ショートステイ)(福祉型)		25人 850日/年	25人 850日/年	25人 850日/年

## 障がい福祉計画で設定するサービス見込 その2

事業項目	事業内容	見込		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
<b>(3) 居住系サービス</b>				
共同生活援助 (グループホーム) (うち精神障がい者)	共同生活を行う住居で、主に夜間や休日において、相談、入浴、排せつまたは食事の介助、その他日常生活上の援助を行います。	60人	62人	64人
		(30人)	(31人)	(32人)
施設入所支援	施設に入所する人に、主に夜間や休日において、入浴や排せつ、食事の介助等を行います。	42人	42人	43人
自立生活援助 (うち精神障がい者)	障がい者支援施設やグループホームなどを利用して障がい者で一人暮らしを開始した人に、定期的に居宅を訪問し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。また、訪問・電話・メール等による随時相談対応も行います。	1人	1人	1人
		(1人)	(1人)	(1人)
<b>(4) 相談支援サービス</b>				
計画相談支援	自ら課題の解決やサービスの利用調整が困難な障がいのある方を対象に、障がいのある方の課題の解決や適切なサービスの利用に向けて、専門的なケアマネジメントにより、きめ細かな支援を実施するサービスです。	360人	365人	370人
地域移行支援 (うち精神障がい者)	障がい者支援施設等に入所している障がいのある方または精神科病院に入院している精神障がい者を対象に、住まいの確保をはじめとして地域生活に移行するための活動に関する支援を行います。	1人	1人	1人
		(1人)	(1人)	(1人)
地域定着支援	障がい者支援施設や精神科病院から地域移行を行った方のうち、家族からの支援を受けられない方を対象に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性を原因として生じた緊急の事態において、訪問、支援などを行います。	1人	1人	1人
		(1人)	(1人)	(1人)

## 地域生活支援事業の見込 その1

事業項目	事業内容	見込		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
<b>(1) 必須事業</b>				
<b>1. 理解促進研修・啓発事業</b>				
理解促進研修・啓発事業	地域住民に対して、障がい者等に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動を行います。	有	有	有
<b>2. 自発的活動支援事業</b>				
自発的活動支援事業	障がい者やその家族、地域住民等が地域において自発的に行う各種活動を支援します。	有	有	有
<b>3. 相談支援事業</b>				
障がい者相談支援事業	指定相談事業所において障がい者やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言等の支援を行います。	3か所	3か所	3か所
基幹相談支援センター	地域の相談支援の中核として総合的、専門的な相談業務の実施、地域の相談支援体制の強化、権利擁護・虐待の防止などを行います。	有	有	有
住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者に対し、入居支援や居住支援のための関係機関によるサポート体制の調整を行います。	有	有	有
<b>4. 成年後見制度利用支援事業</b>				
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用に要する費用のうち、申立てに要する経費及び後見人等の報酬の全部または一部を補助します。	有	有	有
<b>5. 成年後見制度法人後見支援事業</b>				
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を行います。	有	有	有
<b>6. 意思疎通支援事業</b>				
手話通訳者設置事業	手話通訳者の派遣等、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある方等とその他の者の意思疎通を支援します。	有	有	有
手話通訳者・要約筆記者派遣		7人	7人	7人
<b>7. 日常生活用具給付等事業</b>				
介護・訓練支援用具	障がいのある方等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付または貸与することにより、日常生活の利便性を支援します。	3件/年	3件/年	3件/年
自立生活支援用具		3件/年	3件/年	3件/年
在宅療養等支援用具		9件/年	9件/年	9件/年
情報・意思疎通支援用具		9件/年	9件/年	9件/年
排泄管理支援用具		1,000件/年	1,000件/年	1,000件/年
居宅生活動作補助用具		2件/年	2件/年	2件/年

## 地域生活支援事業の見込 その2

事業項目	事業内容	見込		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
<b>(1) 必須事業</b>				
<b>8. 手話奉仕員養成研修事業</b>				
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がい者等との交流活動の促進、支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成を行います。	25人	25人	25人
<b>9. 移動支援事業</b>				
移動支援事業	ひとりで外出することが困難な場合に、外出や余暇活動の充実を目的としてヘルパーが同行し、移動中の利用者の安全を守れるように支援します。	15人 800時間/年	15人 800時間/年	15人 800時間/年
<b>10. 地域活動支援センター事業</b>				
市町村分	障がいのある方等が通い、地域の実情に応じ、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を提供します。	1か所 33人	1か所 34人	1か所 35人
他市町村分		1か所 3人	1か所 3人	1か所 3人
<b>(2) 任意事業</b>				
日中一時支援事業	障がいのある方等の日中の活動の場を確保し、障がいのある方等の家族の就労支援及び障がいのある方等を日常的に介護している家族の一時的休息を支援します。	10か所 35人	10か所 35人	10か所 35人
生活サポート事業	介護給付支給決定者以外の方に対し、日常生活に関する支援・家事に対する必要な支援を行うことにより、障がいのある方等の地域での自立した生活を支援します。	1か所 1人	1か所 1人	1か所 1人
更生訓練費給付事業	就労移行支援事業または自立訓練事業を利用している方及び法附則第41条第1項に規定する身体障がい者更生援護施設に入所している方に更生訓練費(教材費等)を支給します。	有	有	有
施設入所者就職支度金給付事業	法附則第41条第1項に規定する身体障がい者更生援護施設に入所、もしくは通所している方が訓練を終了し、または就労移行支援事業もしくは就労継続支援事業を利用し、就職等により自立する方に対し就職支度金を支給します。	有	有	有
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	障がい者が、スポーツを通じて心身の維持強化と積極的な社会参加の意識高揚を図り、障がいのある方の自立・共生に資するとともに、スポーツ振興事業の実施にあたり、その企画及び運営を行います。	有	有	有
点字・声の広報等発行事業	文字による情報入手が困難な障がいのある方のために、点字、音訳等により、市広報、生活情報などを定期的に提供します。	有	有	有
身体障がい者自動車免許取得助成事業	身体障がい者の方が、就労や社会参加のために自動車運転免許を取得する場合、費用の一部を助成します。	有	有	有
身体障がい者用自動車改造費助成事業	重度身体障がいの方が、就労や社会参加のために自動車を取得し、自動車を改造する場合、改造費の一部を助成します。	有	有	有
訪問入浴サービス	身体障がい者の居宅を訪問し、居宅において入浴サービスの提供により、身体の清潔保持、心身機能の維持等を図ります。	有	有	有

## 障がい児福祉計画で設定するサービス見込

事業項目	事業内容	見込		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
<b>(1) 障がい児支援サービス</b>				
児童発達支援	児童発達支援事業所等において、小学校就学前までの障がい児を対象に、日常生活の基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等の支援を行います。	25人 1,500日/年	27人 1,620日/年	30人 1,800日/年
放課後等デイサービス	児童発達支援事業所等において、学校就学中の障がい児を対象に、放課後や夏休み等の長期休暇中に生活能力向けのための訓練等を継続的に提供することで、学校教育と連携し、障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。	70人 8,750日/年	70人 8,750日/年	70人 8,750日/年
保育所等訪問支援	障がい児通所事業所等で指導経験のある児童指導員や保育士が保育所などを訪問し、障がい児や保育所のスタッフに対し、障がい児が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。	8人 144日/年	10人 180日/年	12人 216日/年
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能障がい(肢体不自由)のある児童につき、医療型児童発達支援センターまたは指定医療機関に通い、児童発達支援及び治療を行います。	1人 12日/年	1人 12日/年	1人 12日/年
居宅訪問型児童発達支援	訪問支援員が、障がい児の家庭を訪問し、障がい児や家族等に対して、日常生活の基本的動作の指導や集団生活への適応訓練などの支援を行います。	1人 12日/年	1人 12日/年	1人 12日/年
<b>(2) 障がい児相談支援</b>				
障がい児相談支援	児童発達支援事業所などに通所している障がい児とその家族を対象に、生活上のさまざまな課題の解決や適正なサービスの利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細やかな相談支援を行います。	100人	103人	106人

第4次喜多方市障がい者計画  
【概要版】

第7期喜多方市障がい福祉計画・  
第3期喜多方市障がい児福祉計画  
【概要版】

発行・発行：喜多方市 保健福祉部 社会福祉課  
〒966-8601 福島県喜多方市字御清水東 7244-2  
TEL:0241-24-5276  
FAX:0241-24-5286  
E-mail:syakai@city.kitakata.fukushima.jp